

7 その他の生活支援サービス費(配食/定率)
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

8 その他の生活支援サービス費(配食/定額)
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

9 その他の生活支援サービス費(見守り/定率)
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

10 その他の生活支援サービス費(見守り/定額)
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

11 その他の生活支援サービス費(その他/定率)
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

12 その他の生活支援サービス費(その他/定額)
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

13 介護予防ケアマネジメント費
対象者は、事業対象者・要支援1・2・**要介護1・2・3・4・5**とする。

| | |
|------------------------|----------------|
| 基本部分 | |
| イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき) | (438単位) |
| ロ 初回加算 | (1月につき +300単位) |
| ハ 委託連携加算 | (+300単位) |

※令和3年9月30日までの間は、介護予防ケアマネジメント費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。
※単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。